

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.16	
施設の名称	山形県国際交流センター	指定管理者	公益財団法人山形県国際交流協会
所在地	山形市城南町一丁目1番1号	県担当課 (電話番号)	山形県みらい企画創造部 多文化共生・国際交流推進課 (023 - 647 - 2566)
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日		
検証期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証		県(施設所管課)による評価・検証
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	山形県国際交流センターの管理運營業務については、297日の開館日を確保し、国際情報や国際交流の場の提供を図った。 交流サロン内のレイアウトを変更し、県民の皆様の利用しやすい環境づくりに努めるとともに、交流サロンを活用した国際交流イベントや研修室を活用した外国語講座の開催などにより、センター利用者の拡大を図った。その結果、令和6年度の交流サロン、研修室及びボランティア室の年間利用者数は12,728人、前年比115.6%となった。	評 価	<<評価の理由>> 管理運營業務仕様書に定める管理運営方針・運営に関する基準に沿った適正なセンター管理運営が行われている。 参加者それぞれの目的に沿った多様なイベント・講座を開催し、積極的な広報活動を行うことで、利用者の数が増えている。
	② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	さらなる利用促進が課題。このため、環境の変化に応じ、利用者の声を反映した取組みをより一層進め、利用しやすい環境整備に努めていく。 光熱水費が当協会独自取り組みだけでは節減が難しくなっている。	B
課題、問題点への今後の対応	利用促進に向けて、今後もHPやSNSでの積極的な情報発信を続けるとともに、利用者の声を丁寧に吸い上げ魅力あるイベントや講座などを企画・実施していく。 光熱水費の問題については、引き続き、管理組合等関係団体と連携して対応していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	・各種交流イベントへの参加者に対するアンケート調査のほか、施設利用者(利用団体)に対するアンケート調査を実施した。 ・アンケート結果では、施設利用に関する要望等は寄せられていないが、各種イベント等の情報発信に課題が見える。	評 価	<<評価の理由>> アンケート調査の実施等により、利用者の要望や意見の把握に努め、利用環境の改善に活かしている。
	意見・要望等への今後の対応	今後も利用者アンケートを実施し、外国人住民をはじめ協会関係者と幅広く意見交換を実施しながら、利用者のニーズの把握に努め、センターの利用環境を整備し適正な事業運営を進めていく。 また、ホームページやSNSを活用した情報発信について、さらに工夫を加えることとし、特に、国籍によって普段使われているSNSの種類が異なる傾向があることから、これらの傾向を踏まえた情報発信を心がけていく。	A
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・土日の開館と開館時間(9:30～18:00)を確保した。また、研修室等については、必要に応じて利用時間を午後9時半まで延長する対応をとっている。 ・自主事業(国際交流イベント等)を積極的に展開した。 ・利用者のニーズを把握するためアンケート調査を実施し、利用環境の改善に活用した。	評 価	<<評価の理由>> 利用者の必要に応じた研修室の利用延長や、工夫を凝らした自主事業の実施など、常にサービスの向上に努めている。また、アンケート調査を実施し、利用環境の改善に活用するなど、利用者ニーズの把握に努めている。
	② 経費の節減	オフィス活動に伴う環境への負荷低減を基本とし、 ・電気器具や照明のこまめなスイッチオフの点検 ・夏、冬における冷暖房の設定温度の厳守 ・両面コピーや不要用紙の裏面コピーの推奨を徹底した。	評 価
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・県内の在住外国人と地域住民(県民)との交流促進を図るため、新たに「地域の外国人住民と日本人住民との交流イベント」を開催し、外国人を取り巻く地域の活性化に努めた。	評 価	<<評価の理由>> 新たな交流イベントを開催するなど、外国人住民と地域住民の交流促進及び地域の活性化に寄与する事業を行っている。
	総合的な評価	・包括協定書及び事業計画書に沿った管理運營業務について、適正に実施されている。 ・工夫を凝らした自主事業の実施や、利用促進のための各種取組みなど、より良いサービスの向上に努めている。	B

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。